

秦野市立大根小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) はじめに ～学校のいじめ防止に向けた方向性・目標～

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

しかし、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。そして本校においても、ここ数年、「いじめを的確に見取り、いじめの解消及びいじめや不登校（傾向）児童の早期発見・迅速な組織的対応」を重点課題として位置づけ取組を進めてきているところです。

そこで、本校では全ての児童に対し、教育活動のあらゆる面において、人の心の痛みがわかるやさしさや思いやりのある豊かな心の育成に努めることを旨として、いじめ防止等の対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめは、法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のもが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心身の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止

○未然防止のための取組

①児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、道徳教育と人権教育及び体験活動等の充実を図ります。

・「あいさつ運動」や「福祉教育」の充実

②児童会を中心に、児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。

・令和5年度 児童会いじめ防止根絶に向けたスローガン

「おおねっ子 みんなで支え合い 安心・安全な学校生活」

③幼小中の一貫教育の充実をめざして行っている交流活動を通して、より一層の幼児・児童・生徒理解を深めるように連携を推進していきます。

④地域から寄せられるご意見に真摯に耳を傾け、また保護者会や大根地区子どもを育む懇談会、PTA役員会・運営委員会の席上で子どもたちの実態や課題について話題にし、共に協力して児童を見守っていこうとする関係作りに努める。

○教職員の資質能力向上を図る取組

①日頃より学年を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。

②いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

③学校研究「主体的に考えることを楽しむ おおねっ子の育成」等の推進により、わかる授業づくりを進めすべての児童が参加・活躍できる授業の工夫を行います。

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

①いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも、各種研修に積極的に参加します。

②気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があ

った等の場合、打ち合わせや職員会議の児童支援委員会等の場で、職員がいつでも情報や対応を共有できるようにしておき、その後の具体的な対応を検討します。

- ③定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。本校としては、学期に1回程度子どもたちの生活を把握するためのアンケートを全児童を対象に実施し、必要に応じて個人面談を行います。

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめられた児童の安全を確保します。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた児童にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行います。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ発見から対応にいたるフロー図①

(4)「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

○『児童支援委員会（毎月1回開催）』

①組織の役割

ア 各学年からの児童支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び未然防止、早期発見のための対応協議を図る役割を担います。

イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、共有を行う役割を担います。

ウ 併せて、いじめの疑いに係る情報があった時には、「いじめ対策委員会」の臨時会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う役割となります。

②構成員：校長 教頭 教務 学校児童支援担当者 学年児童支援担当者
養護教諭 教育相談コーディネーターを中心とした全職員

③組織と教育相談体制

事案に応じて教育相談コーディネーターよりスクールカウンセラーと調整を行い、本人及び保護者との相談または担任との相談を設定します。

④組織と児童指導体制

各学年児童指導担当より学年教員へ連絡し指導の共通理解を図ります。必要に応じて臨時の児童支援委員会を行う場合もあります。

○『いじめ対策委員会』

①組織の役割（学期に1～2回程度開催）

各学年からのいじめ事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応について専門家を交えて協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点から、教育相談・児童指導機能の有効活用を図ります。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急会議を開催します。

②構成員：校長 教頭 教務 児童支援主任 特別支援級主任
学年児童支援担当者 養護教諭 SC SSW
教育相談コーディネーター その他必要と認められる者

③組織と指導体制

事案に応じてスクールカウンセラーからの助言をもとに、指導体制を確立します。

④組織と児童指導体制

いじめの各学年児童支援担当より学年職員へ連絡し共通理解を図ります。

- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめの事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

(5) 重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

- ア いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- イ いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに重大事態と判断し、『いじめ緊急対策委員会』を設置し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

- ウ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主旨

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 市教育委員会への調査結果の報告

④ 調査の主体

- ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめ対策委員会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

- イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤ 調査を行うための組織《いじめ緊急対策委員会》について

- ア 役割

いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする役

割を担います。

イ 構成員

いじめ対策委員会を母体とし、公平性・中立性を確保するように努めます。必要に応じて専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します。

校長 教頭 総括教諭 児童支援主任 養護教諭 P T A会長
教育相談コーディネーター S C

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

② 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は教育委員会を通じて市長に報告します。調査結果の報告について、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、市長に調査結果の報告をします。

○重大事態への対応フロー図②

(6) その他留意事項

○秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市役所こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については必要に応じて随時行うものとします。

○「いじめ対策委員会」は、学校基本方針の見直しや取り組み状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等P D C Aサイクルを意識して定期的に検証を行います。